

一般社団法人熊本県社会福祉士会の会費に関する規則

規則第3号

(総会報告日 2015年5月30日)

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人熊本県社会福祉士会（以下、「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、本会の会費の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本会の正会員の入会金は、5,000円とする。

2. 本会の賛助会員及び名誉会員の入会金は、これを必要としないものとする。

(年会費)

第3条 本会の正会員の年会費は、15,000円とする。

2. 一旦納入された年会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

(賛助会費)

第4条 本会の定款第5条第2項に規定する賛助会員の会費は、法人の場合は年間1口10,000円、個人の場合は年間1口5,000円とし、各々1口以上の賛助会費を必要とするものとする。

2. 一旦納入された賛助会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

(名誉会費)

第5条 本会の定款第5条第3項に規定する名誉会員の会費は、これを必要としないものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか本会の会費等に関して必要な細目事項は理事会において別に定める。

(改正)

第7条 この規則を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規則は、2015年4月1日から施行する。

2006年3月29日施行の会費に関する規則は廃止する。